

子どもアドボカシー制度の導入

——虐待を受けた子どもの意見表明権を支える仕組みを考える——

吉澤 あやね

(法学専攻 公務行政・コース)

目 次

はじめに

第1章 アドボカシー制度の概観

第1節 アドボカシー制度の概要

第2節 子どもアドボカシーの必要性

第3節 独立アドボカシーの必要性

第2章 アドボカシー制度導入の意識上の障壁

第1節 子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の概要

第2節 子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の関係

第3節 意識上の障壁を乗り越えるために

第3章 アドボカシー制度導入の制度上の障壁

第1節 イギリスのアドボカシー制度

第2節 日本におけるアドボカシー制度案と試行的取組み

第3節 日本におけるアドボカシー制度案の意義と課題

第4節 制度上の障壁を乗り越えるために

第4章 日本におけるアドボカシー制度の展望

第1節 ファミリーグループカンファレンスの概要

第2節 ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボカイトの意義と課題

第3節 検討(1) ファミリーグループカンファレンス導入の形と導入段階に関して

第4節 検討(2) ファミリーグループカンファレンス参画の年齢制限に関して

おわりに

はじめに

近年、子どもの助けを求める声を汲み取ることができず、子どもたちが虐待死する事例が相次いでいる¹⁾。このような事例の発生から、子どもの

声を聴くことの重要性が改めて認識でき、特に措置等の際に子どもの意見がしっかり聴かれ正当に考慮されるか否かが、子どもの生命や人生を左右すると考えられる。

このような反省から、2019年6月の児童福祉法改正では、意見を述べる機会の確保とその際に支援する仕組みについて2年以内に検討することが規定されており、子どもの虐待死を防止するため、子どもの声を代弁する「アドボカシー制度²⁾」の構築が喫緊の課題となっている。現在は、ガイドラインの策定や一部地域での実践³⁾がなされている。

今後、制度構築への動きが加速していくように感じられるが、アドボカシー制度の導入には、「意識上の障壁」と「制度上の障壁」があると考えられる。本稿では、それぞれの障壁を整理し、前者については、第2章でソーシャルワーカー等からの疑問や懸念に応える形で、障壁を乗り越えるための取組みを提案する。また、後者については、第3章及び第4章で日本の制度や課題に沿ったアドボカシー制度の展望として、イギリスのアドボカシー制度を参照しながら、「ファミリーグループカンファレンス⁴⁾」の促進と連動させたアドボカシー制度の構築を提案する。

第1章 アドボカシー制度の概観

第1節 アドボカシー制度の概要

アドボカシー制度とは、「代弁者」や「擁護者」などと訳される英語で、本人が意見を形成・表明することを支援したり、本人に代わって発言する制度である。本稿で取り扱う「子ども固有のアドボカシー」については、諸外国では、「子どもの声を運ぶこと」（イタリア）、「子どものマイクになること⁵⁾」（イギリス）、「子どもの声を持ち上げること」（カナダ）と説明されている⁶⁾。

アドボカシーの種類は、「システムアドボカシー」と「個別アドボカシー」の大きく2つある⁷⁾。前者は「当事者の立場からの政策提言とその

実現に向けての運動⁸⁾をいい、後者は、個人の権利を擁護するもので、一人ひとりの当事者の権利について支援していく活動を指す。また、本稿が取り扱う「個別アドボカシー」には、「セルフアドボカシー」と「代理人によるアドボカシー」の2つの形態がある。前者は、当事者である本人自身が声をあげて権利を守っていく形態をいい、後者は、アドボケイト⁹⁾が本人の意見や権利を代弁する形態を指す¹⁰⁾。

第2節 子どもアドボカシーの必要性

子どもアドボカシーの検討は、2017年6月の児童福祉法改正を受け、少しずつ進められてはいたが、近年発生した子どもの虐待死事例¹¹⁾を契機として、この動きが加速するようになったと考えられる。

そもそも、アドボケイトが支援する対象者として考えられるのは、子どもだけでなく、様々な理由で意見表明が難しい高齢者、障害者等も含まれるが、その中でも日本において「子ども固有のアドボカシー」が必要である理由は大きく2点ある。

第1は、子どもの特質に着目する見解である。この見解は、子どもは生物学的におとなに比べて無力であるということと共に、社会的にも法的にも弱い立場に置かれており¹²⁾、権利侵害を受けやすい状態にあるという点に着目し、子ども固有のアドボカシーが必要であるとする見解である¹³⁾。

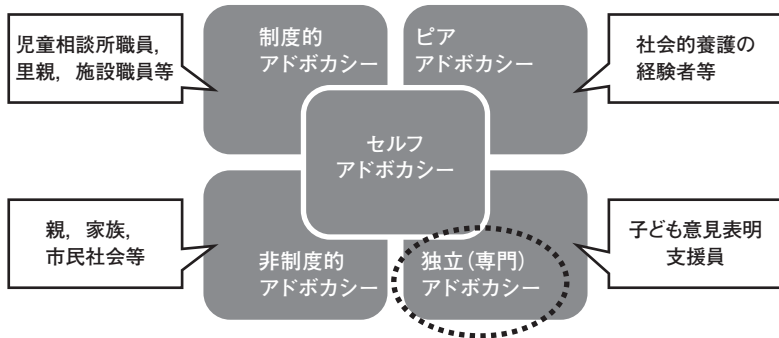
第2に、子ども観に着目する見解である。従来の、子どもを保護の対象と捉える伝統的な子ども観では、子どもの声は無視・軽視される傾向にある¹⁴⁾。しかし、そのような伝統的な子ども観から、子どもを権利行使主体と認識する新しい子ども観への変革の中で、子どもの参加や意見表明が必須のものとして認識されてきたという事情に着目して、子ども固有のアドボカシーが必要であると考えられている。

第3節 独立アドボカシーの必要性

社会には、本人を中心に様々なアドボカシーの担い手がいる¹⁵⁾。これら

の担い手がジグソーパズルのように組み合わせり【図1】，相互補完的な関係として支援していくことにより，子どもの権利が守られているが，とりわけ，制度的アドボカシー及び非制度的アドボカシーだけでは，子どもの権利を守ることが難しい状況が生じてきている¹⁶⁾。そこで，「独立アドボカシー」が必要であると言われているが，本稿では，その理由について，アドボカシーの担い手に着目して検討する¹⁷⁾。

【図1】 子どもアドボカシーの担い手（アドボカシージグソー）



（出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボカシーに関するガイドライン案」（2020年）6頁をもとに作成。）

まず，家族等によるアドボカシーである「非制度的アドボカシー」である。独立アドボカシーに関する指摘として，「子どもの意見聴取者として，全く面識がない大人よりは，気心の知れた家族の方が子どもは話しやすいのではないか」という疑問がある¹⁸⁾。しかし，家族は子どもの立場に立ち続けること自体が困難であり¹⁹⁾，子どもの参加を促進するための専門性に欠けると指摘されている²⁰⁾。

次に，ソーシャルワーカー等によるアドボカシーである「制度的アドボカシー」である。独立アドボカシーに関する指摘として，「子どもの意見聴取者として，ソーシャルワーカーも子どものニーズを聴く重要な立場なのではないか」という疑問があると考えられる。たしかに，ソーシャルワーカーも子どものニーズを聴く重要な立場ではある。しかし，ソーシャル

ワーカーは、子どものニーズのみを根拠に仕事をしているわけではなく、保護者や関係機関との調整を図りながら、子どもの最善の利益を実現していく専門職であるため、子どもの最善の利益を確保するために、子どものニーズとは異なる行動を採らなければならない場合もある²¹⁾。また、ソーシャルワーカーには、「ロイヤリティのジレンマ²²⁾」があるため、子ども主導のアドボカシーを実践することが困難である²³⁾。さらに、ソーシャルワーカーという存在ではなく、独立アドボカシーとして、あくまで子どもの参加という一点を保障する存在として居続けることには意味がある。つまり、独立アドボカシーとして、子どもの参加という一点を保障する存在として居続けることは、子どもや家族からの信頼につながり、家族としても、アドボケイトが利害関係がなくアドボカシーを専門的に行う人であるからこそ、アドボケイトが代弁した内容を信じることができると考えられる²⁴⁾。

それゆえ、これらのことから、制度的アドボカシーでも非制度的アドボカシーでもない「独立アドボカシー」が必要であると考えられ、そのようなアドボカシーこそが、延いては子どもたちの「意味のある参画²⁵⁾」を促進することができる考える。

第2章 アドボカシー制度導入の意識上の障壁

第1節 子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の概要

アドボカシー制度は、前述の通り、子どもの声を聴き、子どもによって導かれるいわば、「子ども主導」の制度であるため、アドボカシーは一般的な子どもの最善の利益と相反することがある。そのため、「子ども主導」と「子どもの最善の利益」の対立が議論になることがある。実際に、アドボカシー制度の導入に際しては、後述するような子どもの最善の利益を採る関係者（ソーシャルワーカー等）からの懸念等の「意識上の障壁」があ

る。このような形で、アドボカシー制度は、子どもの最善の利益と密接に関わっているため、アドボカシー制度を議論する上では、子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の関係を明らかにする必要がある。以下では、まずは、子どもの最善の利益と意見表明権の概要をまとめた上で、その関係性を「解釈レベル」で考察していき、その後、「実践レベル」において、ソーシャルワーカー等からの疑問や懸念に応える形で、意識上の障壁を乗り越えるための取組みを提案する。

まず、子どもの最善の利益について見ていく。子どもの権利条約3条には子どもの最善の利益が謳われているが、権利条約は、個別具体的な場面においてどのように対応することが子どもの最善の利益に適うものであるのかについて答えてくれているわけではない²⁶⁾。そのため、具体的な対応を検討する際には、この言葉の意味について判断し、個別具体的な対応を行う必要がある²⁷⁾。そのような中で、子どもの権利委員会一般的意見14号では、子どもの最善の利益の認定において考慮されなければならない事項が挙げられており、その中に「子どもの意見」がある²⁸⁾。

そのような「子どもの意見」に関して、「子どもが自己の意見を表明する権利」を規定しているのが子どもの権利条約12条である。1項は、子どもに影響を及ぼす、すべての事柄について、「自由に自己の意見を表明する権利」を規定しており²⁹⁾、2項は、聴取される機会の保障を規定している³⁰⁾。この2項の規定からすれば、子どもは、児童虐待事案の場合、会議等に出席して自分で意見を表明すること、あるいはアドボケイトを通して意見を表明する権利が保障されなければならないと考えられる。

ここで、そのような「意見表明権」とは、単に「意見を表明する自由とそれを聴取される機会を承認するもの」だけなのかという疑問が出てくる。しかし、意見表明権とは単に子どもに自己の意見を表明する自由を承認するものではなく、より具体的な2つの権利義務を発生させるものであると考えられる。

第1に、意見表明権とは、子どもがこれを行行使するための前提として、

意見を促進する「空間」と表明された意見を「傾聴」する聞き手の存在を要求しており、その上で「大人との対話ないし論争を切り開く権利」であると考えられる³¹⁾。このような考え方に立つと、そのような権利が保障されるような、つまり「大人との対話や論争を切り開けるような参加³²⁾」ができる環境を整える必要があると考える。このような環境の整備については、第3章第4節で詳しく述べる。

また第2に、意見表明権は、意見表明権の行使により、意見を聴いてもらう権利の反射として、大人の「応答義務」を発生させる権利であると考えられる³³⁾。「応答義務」とは、「他者の『異なる声』を聞き、その『苦しみ』を理解する」義務であるが³⁴⁾、この「応答義務」をどのように担保するかが課題となる。その点についてアドボカシー制度が大変重要な役割を果たすことになる。つまり、応答義務は、「子どもの『声』に対する誠実な対応とはどのようにして可能となるか」という問いに応える概念であるが³⁵⁾、その点においてアドボカイトは、子どもの声を聴き、その苦しみを理解した上で、意見表明を支援する役割を果たす存在であると理解できる。

第2節 子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の関係

次に、「解釈レベル」で、子どもの最善の利益と意見表明権の関係を整理する。両者の関係については、「緊張関係がない」とする見解³⁶⁾と、「緊張関係がある」とする見解³⁷⁾がある。前者の見解では、両者の関係については、「補完的役割」「切っても切れない関係」と表され、両者の関係は、いわば裏表的な関係になっていると理解できる。一方、後者の見解は、子どもの最善の利益原則は大人の存在を前提とするものであるから、結局、「子どもの最善の利益は、子どもの意思か、大人の意思か」ということに着目して、両者の概念には緊張関係があるとする³⁸⁾。

このように両者の見解は異なっているが、これは着目しているレベルが起因していると考えられる。つまり、前者の見解は、「手続論のレベル」

で考えられており、手続上は、意見表明権（12条）の要素が尊重されなければ子どもの最善の利益（3条）の正しい適用がありえないように³⁹⁾、相互補完的な役割を果たしているため、両者の間に緊張関係はないと言える。しかし、後者の見解は、「実体論のレベル」で考えられており、子どもの意思と大人の意思のどちらを子どもの最善の利益として構成すべきかというレベルで考えれば、両者の間には対立の契機が存在することは否定し難い⁴⁰⁾。

このように、「実体論のレベル」で考え、両者の関係が「対立の契機」を招くという前提に立つと、日本では子どもの意思の方が大人の意思と比較して軽んじられていると考える。それは、第1に、日本では様々な子どもに関する決定が大人中心のシステムの中で大人主導で行われていること、第2に、その中でも子どもの最善の利益を採る専門職は、場合によっては子どもの意見を擁護することができないということ、そして第3に、子どもを保護の対象と捉える伝統的な子ども観により子どもの意思が軽視される傾向にあることが要因であると考えられる。そこで、そのような状況を打破するため、「真の意味で子どもの意思が正当に考慮された上で、子どもの最善の利益に基づく決定がなされるということ」を担保することが必要である。そのために、子どもの最善の利益原則を採るソーシャルワーカーとは別に、子ども主導で、子どもの意見を最大限尊重することを理念とする独立アドボカイトを制度化することにより、最終的には子どもの最善の利益とアドボカシーを拮抗・統合しようとしていると考えられる⁴¹⁾。

これらのことから、「アドボカシー」の考え方は、一見すると、「子ども主導派」と「子どもの最善の利益派」というような対立関係の中で捉えられがちであるが、実際は、子どもの最善の利益を追求し、実現するための理念であり、新たな支援手段であると受け止めることができる⁴²⁾。

第3節 意識上の障壁を乗り越えるために

前節で考察した解釈を前提にしても、イギリスの実践や日本での試行的

な実践の中では、実際に、ソーシャルワーカー等によるアドボカシー制度導入への次のような「意識上の障壁」がある。

第1に、「子ども主導」に関する疑問である。つまり、子どもの最善の利益を採るソーシャルワーカーからは、子ども主導に関して、「虐待を受けることが予測できる場合であっても、子どもが『家に帰りたい』と言えば、すぐに家に帰すのか?」という疑問があがるであろう⁴³⁾。この点に関しては、アドボケイトは、子どもの意見が正当に考慮された上で決定が行われるように、また子どもの意見が実現するように働きかけていくのが役割であるため、子どもに対して意見を形成するにあたり必要な情報提供はするが、意見の誘導は決してしないということになる⁴⁴⁾。つまり、情報提供をした上で、子どもが「家に帰りたい」と伝えることに決めたら、その意見を表明することができるように支援をするのであり、その意見がどのようになれば伝わるか、どのようになれば帰れるようになるかを一緒に考えていくことがアドボケイトの役割である⁴⁵⁾。しかし、場合によっては、子どもの最善の利益に基づく決定の内容と表明した意見との間にコンフリクトが生じる可能性もあると考えられる⁴⁶⁾。しかし、コンフリクトが生じた時に（生じる可能性を前提に）、次のような支援を受けることができるということがいわば子どもの意見表明権の中身である⁴⁷⁾。ここでいう支援とは、「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための段階的措置⁴⁸⁾」と関連した2つの支援である。これと関連して、子どもの最善の利益に基づく決定の内容と表明した意見との間にコンフリクトが生じる可能性があることも視野に入れ、第1に、準備段階において、アドボケイトは子どもに意見を聴く前に、「意見は考慮するが、意見と異なる結果になることもある」ということを説明する必要がある。そして第2に、コンフリクトが生じた場合、アフターケアとして、アドボケイトは、出された結果に対してフィードバックをし、今後採ることができる手段として、苦情申立等があることを子どもに説明する必要がある。これらは、第2章第1節で述べた大人の「応答義務」を具体化するものであると考える。

そして、第2に、ソーシャルワーカーが抱くアドボケイトに対する不安や抵抗感がある⁴⁹⁾。アドボカシー制度を導入するとすると、現実的には、ソーシャルワーカーは、アドボカシーについての理解の乏しさや新たな取組みへの負担感等から、導入に様々な不安や抵抗感があると考えられる。また、アドボケイトはソーシャルワーカーを否定・批判する存在なのではないかという懸念が生じる可能性がある。しかし、前節でも確認したように、アドボカシーは、ソーシャルワーカーを批判する存在ではなく、子どもの最善の利益を実現するために支援することが目的である。つまり、アドボケイトとソーシャルワーカーは、両者の立場が異なっているため、優劣の比較をすることはできず、両者は、それぞれの立場から子どもの最善の利益を追求していると考えられる。このようなアドボケイトの意義、役割、立場について、今後様々な関係機関・関係者の理解醸成を促すことが重要である。そのため、アドボカシー制度の導入に際しては、アドボカシーについての教育・啓発を全国的に推進する必要があると考える。例えば、ソーシャルワーカー等を対象としたアドボカシーについて学ぶ研修の実施や、市民に向けて、アドボカシーのあり方や子どもの権利について考える機会となる場（講演会やイベント等）を企画し、参加を促す取組みを行う必要があると考える。また、そのような考える機会を設けること以前に、アドボカシーの存在を周知することが必要であるため、国としてはまずはアドボカシーについての広報を促進すべきであると考え⁵⁰⁾。このようなことが、様々な関係機関・関係者や市民の理解醸成につながると考える。

第3章 アドボカシー制度導入の制度上の障壁

第1節 イギリスのアドボカシー制度

次に、アドボカシー制度導入への「制度上の障壁」について取り扱う。本章では、世界で最もアドボカシー制度が発展しているイギリスの制度を

紹介し、日本のアドボカシー制度に関するガイドライン案と比較し、今後の展望につなげるための検討を行う。まずは、イギリスのアドボカシー制度について見ていく。

イギリスの権利擁護制度は、「システムアドボカシー」に加えて、「個別アドボカシー」を徹底して行っている点で先進的である⁵¹⁾。児童虐待対応に長年取り組んできたイングランド及びウェールズでは、Children Act 1975, Section59⁵²⁾により、あらゆる場面で子どもの声が聴取されることが確立しており、子どもの声が聴取される権利を保障するため、子どもアドボカシーサービスが全自治体で設置されている。

具体的なアドボカシーサービスの概要としては、次の通りである。まず、法律上最低限必要な対象者は、社会的養護の子どもたち等である。利用時期は、法律上は苦情申立て時になっているが、実際にはあらゆる子どもの意見表明に関する支援を行っている。具体的な支援場面は、代替養育等における日常生活上の意見表明支援や、意思決定過程の各種会議⁵³⁾への参画支援が挙げられる。アドボケイトによる具体的な支援場面の中でも、後者は、イギリスの特徴的なアドボカシーサービスの形であり、注目すべき取り組みである。そこで、以下では、児童保護会議とファミリーグループカンファレンスへの子どもの参画とアドボケイトの支援に関する事例①～③を挙げ、意思決定過程の各種会議における子どもの参画とそれを支えるアドボケイトの支援の意義と効果を見ていく。それぞれの事例の概要は次の通りである。

事例①は、母親の重いアルコール依存症と恋人Zによる暴力的な関係が懸念されているX（10歳）とY（12歳）の再検討会議に際して、子どもたちがアドボケイトを依頼した事例⁵⁴⁾である。この事例では、アドボケイトの支援により、子どもたちは意見を表明することができ、実父は自分のかかわりの重要性を知り、母親は飲酒等の問題を改善することを決意し、ソーシャルワーカーは、会議の中で子どもたちから話されたことにより、子どもたちと実父との関係性に気付かされ、実父とのかかわりを支援計画

に盛り込むことができた⁵⁵⁾。

事例②は、母親のネグレクトが懸念されているX（12歳）の児童保護会議の開催に際して、Xは兄を会議に招待したいということをアドボケイトに伝えた事例⁵⁶⁾である。この事例では、アドボケイトの支援により、家族機能における影響力の強い人物（兄）が会議に参加できるようになり、家族は会議の中でお互いにオープンに話すことができた⁵⁷⁾。

そして事例③は、母親により置き去りにされたX（6歳）が今後どこで安全に暮らせるかがファミリーグループカンファレンスの議題となった事例⁵⁸⁾である。この事例では、アドボケイトの支援により、子どもが母親に対して議題に即した気持ちや意見を示しただけでなく、子ども自身が考える問題に対応する元継父たちへの思いや犬の心配も示した⁵⁹⁾。

上記3つの事例を見てみると、アドボケイトがこのような支援をすることにより、会議が大人中心の会議とならず、子どもの意見表明権を保障することができるかと理解できる。またそれだけでなく、子どもの参画とそれを支えるアドボケイトの存在は次のような効果があると考えられる。第1に、事例①や事例③のように、子どものみが知る重要な情報を共有できるということである。それにより、子どもからの情報と親や専門職が知る情報を統合して検討することができるようになるため、子どもの福祉をより実現できる可能性がある。また第2に、事例①や事例②のように、子どもの参画が支援計画に影響を及ぼすことがあるということである。このように、意思決定過程の各種会議への子どもの参画とそれを支えるアドボケイトの支援は非常に重要な意味を持っていることが分かる⁶⁰⁾。

第2節 日本におけるアドボカシー制度案と試行的取組み

一方、日本でも、2020年3月に「アドボカシーに関するガイドライン案」が発表された⁶¹⁾。具体的なアドボカシーサービスの概要としては、次の通りである。まず、アドボカシーの対象としては、児童相談所の措置等を受ける子ども⁶²⁾を対象としている。意見表明の範囲としては、児童相

談所の措置等に対する不服（措置等がされなかった場合を含む）や施設入所中、里親委託における生活上の不満・問題等を挙げている。また、意見表明支援員⁶³⁾の役割としては、日常生活上、行政手続上の意見表明支援（訪問型支援）等が考えられており、本ガイドライン案においては、意見表明支援員の関わり方の例も記載されている。

さらに、現在、ガイドライン案の作成だけでなく、アドボカシーの実践として、一部の自治体で試行的取組みが行われている。本稿では、その中でも、岡山県・岡山市における一時保護所での意見聴取活動の試行的取組み⁶⁴⁾を紹介する。

本取組みは、2018年から岡山県及び岡山市の児童相談所で行われた弁護士による子ども支援活動であり、具体的には、一時保護所での生活に対する不満（日常生活上の意見表明）や措置の今後の方針についての意見（行政手続上の意見表明）等を聴取した取組みである⁶⁵⁾。本取組みの成果としては、子どもが意見を表明することで、「自分の存在が誰かの役に立つ」と自覚できたり、意見を伝えられたことへの満足感等が挙げられている⁶⁶⁾。一方、本取組みにおける課題としては、大きく2点あると考える。まず第1に、意見聴取者に関する課題についてである。本取組みにおいて意見聴取者は弁護士が務めることとなったが、果たして意見聴取者として弁護士が妥当であるか疑問が残る⁶⁷⁾。また、本取組みにおいては、児童相談所の配置弁護士が子どもとの面談を行ったため、独立性が十分でないと考えられる⁶⁸⁾。第2に、子ども主導の徹底に関する課題である。本取組みは、ソーシャルワーカーが抵抗を示したため、結果的にソーシャルワーカーの意見に引きずられる形で取組みを開始することになった⁶⁹⁾。それゆえ、意見聴取の対象者、場所、時間等の選定について、アドボカシー原則の一つである「子ども主導」の視点に立つことができなかつたという反省がある。この点については、後述の第4章第3節で改めて述べる。

第3節 日本におけるアドボカシー制度案の意義と課題

2021年1月時点においては、イギリスの制度と日本の制度案を比較した研究がないため、両者を比較し、日本の制度案（本ガイドライン案）の意義と課題を考察する【表1】。

まず、本ガイドライン案の意義としては大きく2点あると考える。第1に、「子ども主導」が原則に記載されている点である⁷⁰⁾。第2に、アウトリーチ型の「訪問アドボカシー」がアドボカシーの仕組みとして想定されている点が評価できる点であると考ええる。制度運用のレベルで考えると、施設等で暮らす子どもたちの権利擁護の仕組みを確立するためには、アウトリーチ型の仕組みが必要である。このようなアウトリーチ型のアドボカシーは、制度利用への子どものアクセスの困難性を解消し、日常生活上の不満・問題に関する意見表明が比較的しやすくなると考える。

一方、課題は大きく5点あると考える。第1に、「アドボカシーの対象」についてである。日本は、アドボカシーの対象が、「児童相談所の措置等を受ける子ども」と想定されており、社会的養護にとどまるため、イギリスと比較し、その点に限界がある⁷¹⁾。第2に、「アドボカシーの提供主体」についてである。イギリスは、提供主体が地方自治体となっているが、これは日本でいう市町村のレベルに値するため、その点で違いがある。また、現時点では、全ての自治体に提供を義務付けているわけではないため、全ての自治体においてアドボカシーが平等に提供できるのか危惧される。第3に、「アドボカシーの法的根拠／法的位置付け」についてである。イギリスにはアドボカシーサービスの法的根拠⁷²⁾があるが、日本では、アドボカシーの仕組みは、「児童福祉法1条及び2条に関連した取組みであると位置付けられる」とされているにとどまり⁷³⁾、アドボカシーサービスの明確な法的根拠がないといえる。そのため、都道府県が意見表明支援を行う責任があることを明記するなど、児童福祉システムの一内容としてアドボカシーが明確に位置付けられるべきであると考ええる。第4に、「アドボカシー原則⁷⁴⁾」についてである。本ガイドライン案において記載がないも

のの一つに「アクセシビリティ」の原則がある。子どもたちが制度を利用するためには、まずは制度の存在を知ることが必要であり、アドボカシーや子どもの権利に関する広報や啓発が必要不可欠である。そのため、アドボカシー原則として、「アクセシビリティ」の記載は必要であると考えられる⁷⁵⁾。そして第5に、アドボカシー制度の前提ともいえる「子どもの参加」の捉え方についてである。イギリスでは、重要な決定に際して、全ての援助過程において子どもの参加と意見表明をすることが制度化されており、それを支える制度としての位置付けでアドボカシー制度がある。一方、日本では、現在、児童相談所が（いわば子ども抜きで）子どもの処遇を決める会議を行っており、全ての援助過程において子どもの参加が制度化されているとはいえない。それにもかかわらず、現在アドボカシー制度を構築しようとしている。つまり、日本では子どもの処遇を決める重要な会議に子ども自身が参加できない現状があるため、施設内の生活に関する日常的な問題については代弁できても、最も重要な「措置や支援のあり方」について代弁することができないという重大な問題があると考えられる。そのような問題が解決されないままでは、アドボカシー制度が形骸化してしまい、延いては、アドボカシー制度の利用により、子どもたちの「意味のある参画」が促進されないのではないかと考える。

子どもアドボカシー制度の導入（吉澤）

【表1】 イギリスと日本の子どもの権利擁護システムに関する比較（2021年1月時点）

	イギリス	日本（アドボカシーについてはガイドライン案を参照）
子どもの参加の規定	全ての援助過程において子どもの参加と意見表明を支援することが制度化されており、子どもの趣意を決める各種会議にも参加できることが権利として認められ促されている。	「参加」は「望ましい」という言葉とセットで用いられ、努力目標であることが窺える。
子どもの権利擁護システム（国内人権機関）	子どもコミッショナー	なし
子どもの権利擁護システム（個別サービス）	アドボカシーサービス（個別アドボカシー）	子どもの意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）
法的根拠／法的位置付け	法的根拠：Children Act 1989, Section 26A	法的位置付け：児童福祉法1条及び2条に関連した取組み
実践の拠り所（基準）	子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準	なし
提供主体	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体に提供を義務付ける規定あり（イングランド、ウェールズ） 民間委託（76%）、行政運営（23%） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体に提供を義務付ける規定なし 民間委託を基本として検討（※一部の試行的取組みでは、アドボケイトを児童相談所職員、NPO、弁護士が担っている。）
対象	<ul style="list-style-type: none"> イングランド：社会的養護の子ども ウェールズ：すべての子ども 	児童相談所の措置を受けた子ども
意見表明の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決における意見表明 意思決定における意思表明（各種会議に参画する子どもたちの意見表明） 代替養育等における日常生活上の意見表明 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の措置等に対する不服（措置等がされなかった場合を含む） 施設入所中、里親委託における生活上の不満・問題 在宅指導中における児童相談所への支援に対する不服・問題 一時保護中の不満・問題
アドボケイトの役割	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルサービスや行政機関における公式の会議での意見表明支援 代替的養育等における日常生活上の意見表明支援 不服申立の際の意見表明支援 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉審議会への救済申立支援 日常生活上、行政手続上の意見表明支援（訪問型支援） 啓発活動 政策提言
アドボカシー原則	基準1＝エンパワメント	エンパワメント
	基準2＝権利擁護	
	基準3＝平等	平等
	基準4＝アクセシビリティ	
	基準5・6＝子ども主導	子ども主導（子ども中心）
	基準7＝守秘	守秘
	基準8＝子ども参画	子ども参画
	基準9＝苦情解決	
	基準10＝独立性	独立性

（出典：イギリスの該当部分については、柴留里美『社会的養護児童のアドボカシー——意見表明権の保障を目指して』（明石書店、2015年）88-89頁、101頁、日本の該当部分については、児童相談所運営指針「第1章第2節2（1）調査、診断（アセスメントを含む）、判定」「第1章第4節4. 援助方針の実行及び再検討（2）」、堀正嗣『子どもアドボケイト養成講座 子どもの声を聴き権利を守るために』（明石書店、2020年）34-35頁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボカシーに関するガイドライン案」（2020年）3-4頁、7頁、11頁、20頁をもとに作成。）

第4節 制度上の障壁を乗り越えるために

前節で提示した課題から考えれば、今後の展望として、まずは日本においても、全ての援助過程における子どもの参画（意思決定過程への当事者参画）と意見表明が保障されるように法律・制度・実践の見直しが求められ、そうした中で、アドボカシー制度の導入は検討されるべきである。

そこで、アドボカシー制度の展望に関する具体的な提案をする前に、まずは意思決定過程における子どもを含む当事者参画の法律・制度について整理する。前述した通り、すべての援助過程において子どもの参画と意見表明が保障されるように法律・制度の見直しが根本的には求められ、具体的には、児童福祉法に子どもの意見尊重だけでなく、様々な場面に子どもが参画できるよう法律で担保することが将来的には必要であると考えながら、現時点においてそのような議論がなされてはいない。そのため、本稿では、現行の法律・制度のもとで最大限子どもの参画と意見表明が保障されるような仕組みを模索する。そのために、まずはじめに、意思決定過程における子どもを含む当事者参画に関する形態を整理した上で、現行の法律・制度の規定がどの形態を主に想定しているのかについて検討する。

意思決定過程への当事者関与形態は、次のように5段階で捉えることができる。まず、「専門職が中心となった意思決定過程への当事者関与形態」は、具体的には、「①面接・訪問段階で当事者の意向を聴く」、「②専門職が中心となって構成される意思決定会議への当事者の出席」がある⁷⁶⁾。また、「当事者が中心となった意思決定過程」を考えると、「③当事者が中心となって構成される意思決定会議への専門職の出席」、「④当事者のみで話し合う過程の確保（意思決定は専門職が中心となって行う）」、「⑤当事者のみで話し合い意思決定を行う」という形がある⁷⁷⁾。これら当事者関与形態の5段階は、「意向を表明する」「当事者たちが議論に参加する」「家族が意思決定権をもつ」という3形態に大きく分類でき、①は「意向を表明する」、②③④は「当事者たちが議論に参加する」、⑤は「家族が意思決定権をもつ」に相当する⁷⁸⁾。

この分類を前提に、現行の児童福祉法⁷⁹⁾や児童相談所運営指針⁸⁰⁾を解釈すると、主に想定されていると考えられる当事者関与の形態は、「意向を表明する（①）」であると考えられる。つまり、児童相談所運営指針には、子どもの参加は「望ましい」と規定されているにとどまり⁸¹⁾、努力義務であることが窺える。そのため、「当事者たちが議論に参加する（②③④）」ことは十分に実践がなされていない状況であり、その次の段階である「家族が意思決定権をもつ（⑤）」ことまで未だできていない状況にあると考える。このことを前提に、今後どのような意思決定過程への当事者関与に期待できるか検討する。まず、専門職が中心となった意思決定過程への当事者関与形態であるが、「①面接・訪問過程で当事者の意向を聴く」ことは、形骸化しやすいという問題がある⁸²⁾。また、「②専門職が中心となって構成される意思決定会議への当事者の出席」は、専門職による意思決定を重視した会議であるため、形式的な当事者参画に陥る可能性がある⁸³⁾。それゆえ、専門職が中心となった意思決定過程への当事者関与は、参加のはしご⁸⁴⁾でいう「操り参加」「お飾り参画」「形だけの参画」になってしまう恐れがある。そこで、「当事者が中心となった意思決定過程」の形態に着目したい。

このようなことを前提に、実践の見直しとして、アドボカシー制度が利用され、利用により子どもたちの「意味のある参画」が促進されるために、「当事者が中心となった意思決定」を促進する取組み（実践）がアドボカシー制度の導入とともに促される必要があると考える。そこで、アドボカシー制度の構築と合わせて、そのような既存の取組みと連携させる方法を検討したい⁸⁵⁾。その取組みの一例として、本稿では、ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボカシーの促進を提案する。

ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボカシーの促進を提唱する理由は3点ある。第1に、ファミリーグループカンファレンスは、意見表明権を保障する取組み（援助過程をひらく取組み）であり、子どもの「意味のある参画」を促進するものであるからである⁸⁶⁾。第2に、意見表

明権を行使する上では、子どもが意見を伝えることのできる安心・安全で開かれた大人との対話の場⁸⁷⁾が、制度として用意されていることが重要であるからである。そして第3に、虐待の再発防止のため、子ども自身のニーズを明確にする必要があるからである。近年発生した虐待死事例は子どもが声をあげていたにもかかわらず、大人にその声が正当に考慮されなかったという事情があった。そのため、子ども自身の声・ニーズに耳を傾ける場が必要であると考えられる。

このような理由から、以下では、日本におけるアドボカシー制度の展望として、ファミリーグループカンファレンスと連動したアドボカシー制度の促進を提案していく。

第4章 日本におけるアドボカシー制度の展望

第1節 ファミリーグループカンファレンスの概要

ファミリーグループカンファレンスとは、ニュージーランドで開発された仕組みであり、拡大家族⁸⁸⁾がソーシャルワーカー等の専門職とともに、子どもが安全に養育されるための計画を話し合う公式の会議である⁸⁹⁾。日本においても、一部の自治体で活用されている⁹⁰⁾。

ファミリーグループカンファレンスの大きな流れは、「情報共有→家族会議→合意」である⁹¹⁾。この会議の特徴は、専門職主導ではなく家族主導で計画を練るという点である。ニュージーランドでは、法律⁹²⁾にファミリーグループカンファレンスが規定されており、親がファミリーグループカンファレンスへの参加を拒否した場合には、裁判所にケースが送致され、永続的な親子分離が決定されることになる⁹³⁾。このような仕組みが、親のファミリーグループカンファレンスへの参加の大きな動機付けになっている。

このようなファミリーグループカンファレンスの意義としては、「当事者のストレングスの活用促進⁹⁴⁾」、「当事者意識・意欲の促進」、「子どもの

安全体制の確保・子どもの権利保障⁹⁵⁾」等が挙げられ⁹⁶⁾、多くのケースで「家族関係の修復」が進んだり、「再虐待率の低下⁹⁷⁾」等の効果があったことが研究で明らかになっている⁹⁸⁾。

第2節 ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボケイトの 意義と課題

イギリスではこのようなファミリーグループカンファレンスにおいてアドボケイトを配置している⁹⁹⁾。ファミリーグループカンファレンスにおいてアドボケイトを配置する意義は大きく2点あると考えられる。第1に、子どもの意味のある参画を促進することができることである¹⁰⁰⁾。つまり、ファミリーグループカンファレンスには、家族もソーシャルワーカー等の専門職もいるため、子どもとこれらの大人との間に権力構造が存在してしまう¹⁰¹⁾。この権力構造を前提とすると、アドボケイトを子どもたちが利用することにより、この力関係や抑圧を解消することができ、子どもたちの「意味ある参画」を促進できると考えられる。そして、第2に、第3章第1節の事例③のように、子ども自身の問題を引き出し、それが支援計画につながる可能性があるということである。つまり、ファミリーグループカンファレンスの会議前からアドボケイトと子どもが準備をすることにより、子どものニーズが明確になり、それが意思決定に反映される可能性がある。実際、ファミリーグループカンファレンスの準備で子ども自身が思いを書いたもの（絵や表）は会議に影響を与える重要な要因だったという報告がみられる¹⁰²⁾。

一方、ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボカシーの課題として大きなものは、「家族だけで養育計画を作成する『プライベート・タイム』にアドボケイトが出席しない場合がある」ということである¹⁰³⁾。この場合、子どもの参画の保障が問題となる。

まず、そもそも前提として、「家族のみで話し合うこと¹⁰⁴⁾」についての批判があるであろう。家族だけで話し合うことに関する具体的な否定的見

解は、「家族の責任強化へとつながる」という見解や、「再虐待の可能性がある」という見解が考えられる¹⁰⁵⁾。しかし、これらは誤解であると考えられる。まず、前者の見解については、ファミリーグループカンファレンスは養育責任の共有化を重視しているため、家族の責任強化には繋がらず、また、当事者参画を促すことは決して時間的効率が良いわけではないことも指摘でき、本来の当事者の権限を尊重しているにすぎないと考えられる¹⁰⁶⁾。また、後者の見解については、家族を「ひらく」ことにより、逆に再虐待の防止となると考えられる¹⁰⁷⁾。

しかし、この批判をクリアできたとしても、日本でファミリーグループカンファレンスを促進するとなった場合、「家族だけの話し合いの時間を持つか、持たないか」を専門職側が判断するとなると、おそらく日本における現場では、馴染みがないだけに、家族だけの話し合いを確保することに消極的になることが予想できる¹⁰⁸⁾。そのため、大きく2パターンのファミリーグループカンファレンスの形が想定できる。以下では、日本でファミリーグループカンファレンスを促進する際の形として、「純然たるファミリーグループカンファレンス（プライベート・タイムがあるファミリーグループカンファレンス）」と「修正型ファミリーグループカンファレンス（プライベート・タイムがないファミリーグループカンファレンス）」を挙げる。そして、そのような形のファミリーグループカンファレンスの導入段階とファミリーグループカンファレンス参画の年齢制限に関する日本の示唆をまとめる。

第3節 検討(1) ファミリーグループカンファレンス導入の形と導入段階に関して

まず、ファミリーグループカンファレンスの導入の形であるが、1パターン目が、「純然たるファミリーグループカンファレンス」を促進するものである。つまり、純然たるファミリーグループカンファレンスを促進するため、原則的には家族会議をする形になるが、その場合には、アドボ

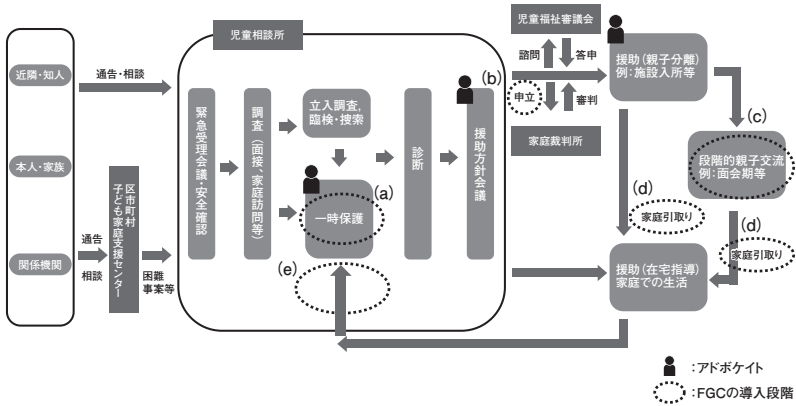
ケイトは同席できないため、プライベート・タイムにおいての子どもの参画を支援する必要がある。具体的には、プライベート・タイム前に意見表明（形成）のための準備を子どもとともにを行い、ファミリーグループカンファレンスのコーディネーターがファミリーグループカンファレンス終了後に、養育計画がどのようになったかを子どもに説明した上で、アドボケイトが、子どもに対して養育計画等に不満はないか尋ね、苦情を申し立てたい場合には支援するような仕組みが必要である。しかし、「純然たるファミリーグループカンファレンス」を促進する場合でも、例外的に、子どもがアドボケイトの同席を望む場合や、子どもが生活していた世帯員しか集まらず、子どもに危害が加わる危険性がある場合には、アドボケイトを同席させるという形も想定できるだろう。

そして、2パターン目が、「修正型ファミリーグループカンファレンス」を促進するものである。つまり、当事者のみでの話し合いが困難なケースにおいては、プライベート・タイムを開催せず、専門職（アドボケイトも含む）の力を借りながら、当事者参画を促す形である。

このように、大きく2パターンのファミリーグループカンファレンスの形が想定できるが、どのような形でのファミリーグループカンファレンスの開催が良いかは一概には言えず、ケースの特徴によって検討していかなければならないと考える。

次に、ファミリーグループカンファレンスの導入段階について検討する。児童虐待事案において、ファミリーグループカンファレンスを日本で促進する場合、子どもの意思を正当に考慮しなければならない「措置決定・措置変更・措置解除」の各場面¹⁰⁹⁾での導入が考えられている¹¹⁰⁾。そこで、以下では、措置決定・措置変更・措置解除の各場面と、日本のアドボカシーに関するガイドライン案16-19頁の「子どもの生活場面に応じた子ども意見表明支援員の関わり方（イメージ）」を参考に、ファミリーグループカンファレンスの導入の余地がある5段階(a)～(e)を挙げ、検討する【図2】¹¹¹⁾。

【図2】 虐待相談対応の流れとファミリーグループカンファレンスの導入段階のイメージ図



(出典：東京都福祉保健局「虐待相談対応の流れ」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボカシーに関するガイドライン案」(2020年) 14頁をもとに作成。)

まず、(a)「一時保護段階」である。この段階は、児童相談所における措置が決定する前段階になる。そのため、この段階におけるアドボケイトの関わり方は次のような流れになる。第1に、子どもがアドボカシー制度を利用するためには、まずは制度について知ることが必要である。そこで、この段階においては、まずはアドボケイトに関する説明がなされるべきである。その上で、一時保護所での日常生活上の意見表明支援や行政手続上の意見表明支援が行われる流れになる。行政手続上の意見表明支援については、一時保護決定後に、児童福祉司等による面接がなされる場合、その面接において、子どもが気持ちを上手く話せなければ、アドボケイトが意見表明支援を行うことになるが、その後、ファミリーグループカンファレンスの開催が決定した際に、引き続きアドボケイトが子どもを支援することができる。これにどういった意味があるかという点、ファミリーグループカンファレンスへの参画は、子どもの年齢等によっては、抵抗を感じる場合もあると考えるが、その点、ある程度信頼関係が構築されたアドボケイトによる支援があることにより、子どもが安心してファミリーグループ

カンファレンスに参画することができると思う。この段階における活用ケースとしては、一時保護が解除された後、「在宅指導」となる可能性が高い場合¹¹²⁾に開催が必要であり、比較的開催が容易であると思う。

次に、(b)「児童福祉法28条申立段階¹¹³⁾」である。この段階は、ファミリーグループカンファレンスへの保護者の参加の動機付けとして有効であると思う。つまり、この段階にファミリーグループカンファレンスを開催することにより、児童相談所側は「施設入所への同意をしてもらえないようならば、ファミリーグループカンファレンスを開催する。」というところで、保護者のファミリーグループカンファレンスへの参加の動機付けにつながると考えられる。

次に、(c)「段階的親子交流の場面¹¹⁴⁾」である。この段階は、家族再統合の重要な契機になる段階であり、将来の家庭引取りが視野に入れられる場合、段階的にファミリーグループカンファレンスにより、養育計画の話し合いをすることが必要である。活用ケースとしては、家族再統合の可能性を視野に入れられるケースが比較的開催が容易であると思う。

次に、(d)「親子分離ケースの家庭引取りの段階」である。この段階は、いわゆる「措置解除」に該当するため、その判断は慎重になされなければならない¹¹⁵⁾。また、その判断において、子どもの意思は正当に考慮されなければならない。さらに、この段階はファミリーグループカンファレンスへの保護者の参加の動機付けとして有効であると思う。つまり、この段階にファミリーグループカンファレンスを開催することにより、児童相談所側が「家庭引取りの条件として、ファミリーグループカンファレンスを開催する。」というところで、保護者のファミリーグループカンファレンスへの参加の動機付けにつながると考えられる。活用ケースとしては、家族再統合の可能性を視野に入れられるケース等に開催が必要であると思う。

最後に、(e)「在宅指導ケースを一時保護するか否かを判断する段階」である。平成29年度の児童相談所における相談対応件数を見てみると、そ

の多くが在宅指導¹¹⁶⁾になっていることが分かる¹¹⁷⁾。在宅指導が行われる事例は、児童虐待の状態が深刻でないと判断される事例であるが¹¹⁸⁾、このような事例の中には、一時保護や施設入所と在宅の中間の状態で、親子関係等の調整を含む手厚い支援が必要な子どもと家庭が含まれていると考えられる¹¹⁹⁾。そのため、親子関係の調整を含めた子どもの養育計画を練るというファミリーグループカンファレンスの取組みが支援の一つとして有効であると考えられる。また、在宅指導中に、一時保護するか否かを判断する必要がある場合は、児童虐待の状態の深刻さが増加したということを表すため、養育方法を見直す機会が必要である。そのため、子どもの養育方法を検討するファミリーグループカンファレンスを開催することが、方法の一つとして考えられる。活用ケースとしては、児童相談所による支援が上手くいっていないケース等に開催が必要であると考ええる。

以上のように、ファミリーグループカンファレンスの導入段階として、5段階が考えられる。これらの中でどの段階で導入することが適当かはケース毎に検討する必要があるが¹²⁰⁾、どのような段階にせよ、意見聴取活動は、子どもの都合に合わせて実施していくことが必要であり、決して大人の都合に合わせて導入段階を設定することがないよう、「子ども主導」で検討されていくべきである¹²¹⁾。

もっとも、本稿で取り扱ったファミリーグループカンファレンスは当事者参画（子どもの参画）の一種の形である。イギリスのような国際的な経験から学べるように、将来的には日本においても、子どもの処遇を決める重大な公的会議に子どもが参画（それに伴いアドボケイトが支援）することが望まれることであると思われるが、現在はアドボカシー制度自体が試行的に取組まれている状況であるから、今後の実践の積み重ねと法制度の整備の中で、そのような形で子どもの参画が促進されていくことが必要である。まずはそのために今後の実践の第一歩として、ファミリーグループカンファレンスと連動させたアドボカシー制度の導入が期待できると考える。

第4節 検討(2) ファミリーグループカンファレンス参画の年齢制限 に関して

最後に、ファミリーグループカンファレンス参画の年齢制限に関して検討する。子どものファミリーグループカンファレンス参画には、年齢制限がなされる場合もあり、ファミリーグループカンファレンス参画に年齢制限をすべきかどうかが問題となる。

まず、年齢制限をすべきという考え方は、「成熟度を考慮して、一定の年齢の子どもの出席を認める」という考え方である。子どもの年齢に応じた発達の特徴にはあらゆる見解があるが¹²²⁾、実際にどのくらい意見表明ができるか否かは、子どもの発達状態や事案によって異なると考える。例えば、小学校低学年以下で4歳くらいの子どもでも、児童虐待ケースでは親の元に戻る事が嫌であれば、嫌だと言うという¹²³⁾。したがって、一概に暦年齢だけでは判断できないと考える。

一方、年齢制限をすべきであるという考え方ではなく、一定の年齢制限を加えず、生後間もない乳児から参画を認めている国もある。このような考え方の背景には、「子どもの意向」という視点ではなく、「子どものアイデンティティ」への配慮がある¹²⁴⁾。つまり、例え乳児であってもその場にいることで、自分のことを真剣に考えてくれている人たちがいると実感することができるため、発達において良好な影響を与えるということである¹²⁵⁾。

このようにファミリーグループカンファレンスへの参画年齢については、単に何歳まで許容するかを考えるのではなく、ファミリーグループカンファレンスがどういった理念に基づき、「出席（参加）」という狭い概念ではなく、「参画」という広い概念で考え、どういった子どもの参画のあり方が可能なのかを検討する必要があると考える。

その上で、本稿の提案の原点に戻り、アドボカシー制度の利用により、子どもたちの意味のある参画が促進されるための方法としてのファミリーグループカンファレンスの促進を考えた時に、筆者が考えるファミリーグ

グループカンファレンス開催の理念の一つは「子どもたちの意味のある参画を促進する」ということであると考えられる。そのような理念に基づくと、ファミリーグループカンファレンス参画には年齢制限をすべきでないと考えられる。また、ファミリーグループカンファレンスと連動させたアドボカシー制度は「子ども主導」や「平等」の原則に基づいて行われる必要があるが、これは「年齢が低い」であるとか、「障害がある」という理由で、「子ども主導」や「平等性」が疎かになってはならないと考える。それゆえ、ファミリーグループカンファレンス参画には年齢制限をすべきでないと考えられる。

そうした場合、現実的には、年少の子どもたちや障害のある子どもたちの参画の方法が課題となる。具体的な方法としては、ファミリーグループカンファレンスへの直接的参加だけでなく、子どもたちが自分の意見や気持ちと言葉で表現することができる場合には、絵や手紙等多様な手段で子どもの意見や気持ちを共有する必要があると考える¹²⁶⁾。一方、子どもたちが自分の意見や気持ちを言葉で表現することが難しい場合には、子どもの反応や様子を観察しながら、子どもとともに意見を形成・表明する必要があると考える。例えば、重い自閉症を抱えた17歳の若者の措置として施設入所が検討されていた際に、子どもの意思を確かめるためにアドボカシーの依頼があった事例では、アドボケイトは十数回病院を訪問し、話を聞き、彼の反応を観察したところ、彼がマカトン法¹²⁷⁾で、「家に帰りたい、お母さん恋しい」と訴えたことにより、アドボケイトが報告書を作成し、彼は最終的に自宅で生活できることとなった¹²⁸⁾。この事例のように言葉で意見や気持ちを伝えることが難しくとも、アドボケイトの支援を受けることで子どもが自分の意見を伝えることができるという可能性が見えてくる。このように、子どもに合わせた適切な方法で意見や気持ちを聴く必要があると考える。

その上で、このような手段による意見表明の解釈は、徹底的に子どもの立場に立つことと、心理学的な分析等の専門性が必要であると考えられる。

それゆえ、このような手段での意見形成・表明支援には専門家を介在させることが必要不可欠であり、そのような子どもの参画を支援する役割が本稿で取り扱ったアドボケイトに期待できると考える。

お わ り に

本稿では、アドボカシー制度導入への障壁を「意識上の障壁」と「制度上の障壁」に分け、それぞれの障壁を乗り越えるための取組みや施策を提案した。「意識上の障壁」については、子どもの最善の利益と意見表明権（意見表明権を支えるアドボカシー制度）の関係を解釈レベルで考察した上で、実践レベルにおいて、アドボカシー制度導入へのソーシャルワーカー等からの疑問や懸念に応える形で、意識上の障壁を乗り越えるための取組みを提案した。また、「制度上の障壁」については、イギリスの制度と比較した際に、日本の制度は「子どもの参画」の捉え方と実践が課題であることが分かった。そこで、アドボカシー制度の利用により子どもたちにとって意味のある参画が促進されるように、ファミリーグループカンファレンスの促進と連動させたアドボカシー制度の提案をした。本稿では、より具体的な展望の提案として、ファミリーグループカンファレンスの開催に向けたコストの検討やファミリーグループカンファレンスの法律への位置付けの可否についての検討が出来なかったため、それが残された課題であると考えます。

アドボカシー制度の鍵と出発点は、子どもたちの「声」として考えるが、年齢や障害によらず、どのような子どもたちにも表現したい声がある。しかし、これまでの日本社会では、子どもたちがその声を出せない場合や、出せたとしてもその声が重要視されてこなかった。また、様々な子どもに関わる決定が、子ども抜きで行われてきたという実情がある。そのような現状を打破し、子どもたちの声を聴き、一緒に考え、行動し、子どもの参画を促進する必要がある。その役割を担うのが本稿で取り扱った「アドボ

カシー制度」である。

子どもが意見を聴かれる権利を実現する制度であるアドボカシー制度の導入は、将来的には現行の「大人中心」のシステムから「子ども中心」のシステムへと転換させるための一つの契機になると考えられる。そのようなアドボカシー制度の導入が、ソーシャルワーカー等の理解醸成の促進とともに、既存の取組みであるファミリーグループカンファレンスと連動した形で今後促進されることを期待したい。

- 1) 児童相談所等の周りの大人たちが子どもの助けを求める声を汲み取ることができず、子どもたちが虐待死した事例としては、次の3つの事例が挙げられる。第1に、2018年3月2日に発生した東京都目黒区5歳女児虐待死事例である。この事例では、子どもは一時保護された際に、「おうちに帰りたい」ということを訴えたが、この訴えは重大なこととして捉えてもらえなかった。第2に、2019年1月に発生した千葉県野田市小4女児虐待死事例である。この事例では、子どもは学校の先生に、「先生、どうにかありませんか」と声をあげ、助けを求めていたにもかかわらず、その声は受け止められなかった。第3に、2016年2月に発生した神奈川県相模原市男子中学生自殺事例である。この事例では、子どもは「助けてほしい」という声をあげていたにもかかわらず、一時保護がなされなかった。
- 2) 以下より本稿では、子ども固有のアドボカシー制度を「アドボカシー制度」と省略して記述する。
- 3) 例えば、本稿第3章第2節で取り扱う「岡山県及び岡山市の児童相談所で行われた弁護士による一時保護所を対象とした意見表明支援活動」等が挙げられる。
- 4) 意思決定過程における子どもを含む当事者の参画を促進する手法の一つである。
- 5) マイクは、声を大きくし、伝えたい人に声を届ける機械であるが、アドボケイトも子どもたちが言いたいことを大きくして大人に届けることが役割であるため、このような比喩で説明される。声を大きくするということの重要性として、堀は、「子どもの声は小さいため、大人や社会に届かないこと」を指摘する。その具体例として、千葉県野田市小4女児虐待死事例を挙げ、「この事例では、教育委員会が父親の圧力に屈して、いじめアンケートのコピーを渡してしまったことが大きな批判を浴びたが、これは、声の大きな大人の意向で物事が進み、子どもの小さな声は無視されてしまうことを象徴的に表す出来事である」と指摘している。(堀正嗣『子どもアドボケイト養成講座 子ども声を聴き権利を守るために』(明石書店、2020年)16-17頁。)
- 6) 堀正嗣『子どもの心の声を聴く——子どもアドボカシー入門』(岩波書店、2020年)2頁。
- 7) 堀・前掲注6) 16頁。
- 8) 堀・前掲注6) 16頁。
- 9) アドボカシーを担う者を指す。

- 10) 堀・前掲注6) 17頁。
- 11) 前掲注1) 事例参照。
- 12) 社会的には、「子どもは成熟と発達の過程にあるため、自分で自分の権利を認識し、主張したり、行使したりする力が、大人に比べて相対的に弱い。また社会的に保護され、福祉等を保障される」立場にあり、法的には、「子どもは児童福祉施設の利用に際しても自ら利用契約の主体になれないなど、法的な権利の制限を受けている」立場にあるということから、子どもは社会的にも法的にも弱い立場に置かれていると説明されている。(堀正嗣・栄留里美『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』(明石書店, 2009年) 55-56頁。)
- 13) 堀・栄留・前掲注12) 55-56頁。
- 14) 堀正嗣『独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて』(解放出版社, 2018年) 34頁。本文同様の指摘として、「法律に基づき保護や監督を受けることが、子どもの権利の実質的内容であり、子どもの最善の利益に適う」という考え方の中で、子どもの意見や参画に関しては、「子どもの最善の利益の決定下において、子ども自身が意思決定過程に参画するという意識も専門職のなかになかった」という見解がある。(林浩康「子どもの最善の利益に適った児童福祉システムの再構築」世界の児童と母性第75号(2013年) 16頁。)
- また、個別具体的なケースの中での子どもの声の軽視だけでなく、従来から指摘される日本の児童虐待対応の課題についても、そのようなことが表れていると考えられる。従来より、児童虐待対応の課題として、「子ども虐待対応体制の脆弱さ」、「虐待対応における安全確認の認知の甘さや関係機関との連携不足」等が挙げられてきたが、「『子どもの参加』についてはほとんど語られてこなかった」と指摘されている。(堀・栄留・前掲注12) 136-138頁。)
- 15) アドボカシーの担い手は、まず本人であり、セルフアドボカシーは、支援者によるアドボカシーが成立する根拠である。つまり、アドボカシーの基本的な姿勢は、「『子どもは無力だから代弁してあげよう』という姿勢ではなく、『子どもは自分で考え、意見をまとめ、発言する力を持っている』ことを信じ、その力を信じて支援するのが基本的な姿勢」であり、このような考え方に依拠しなければ、「アドボカシーはバターナリズムに転化し、子どもの依存と無力化をもたらすものになりかねない」と指摘されている。(堀正嗣「子どもアドボカシーとは」世界の児童と母性第88号(2020年) 8頁。)
- 16) 例えば、制度的アドボカシーについては、施設の職員による虐待等により、非制度的アドボカシーについては、親による虐待等によりアドボカシー機能が弱まっている状況である。
- 17) 許斐有は、子どもの権利擁護制度が備えるべき機能として、「子どもの人権救済機能」、「子どもの権利代弁機能」、「子どもの権利調整機能」を挙げている。しかし、日本では、「子どもの権利代弁機能」が十分に機能していない現状がある。これは、調整と権利救済は公正中立な第三者性が求められるのに対し、代弁は徹底的に子どもの立場に立つことが求められるため、両者は矛盾し、同一機関が両方の役割を果たすことが困難であることが代弁機能が十分に機能していない要因であると考えられる。(栄留里美『社会的養護児童のアドボカシー——意見表明権の保障を目指して』(明石書店, 2015年) 16-17頁。)

ように、子どもの権利擁護制度に着目してみても、独立アドボカシーは必要であると考えられる。また、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」(2020年)(以下、「調査報告書」とする)84頁では、各種アドボカシーの取組み・支援状況が報告されており、独立アドボカシーについては多くの都道府県等で取組まれていない現状があることが理解できる。

- 18) 堀・栄留・前掲注12) 121頁。
- 19) 堀・栄留・前掲注12) 123頁。
- 20) 堀・栄留・前掲注12) 123頁。
- 21) 栄留・前掲注17) 30頁。また、この点に関しては、「子どもの『最善の利益』を最終的に判断するのはあくまで大人であるとの理解による限り、具体的状況によっては、子どもの『最善の利益』の確保の観点から彼(彼女)が表明する意見の考慮が禁じられる可能性すら排し得ない」と本文同様の指摘がなされている。(大西健司「子どもの意見表明権と大人の応答義務」津田塾大学紀要第51号(2019年)236頁。)
- 22) 「アドボケイトが組織に雇用されている場合に、組織からの圧力と自らの保身のために一途に子どもの立場に立つことができなくなること」をいう。(堀正嗣ほか『イギリスの子どもアドボカシー——その政策と実践』(明石書店、2011年)28頁。)
- 23) 堀・栄留・前掲注12) 121頁。
- 24) 堀・栄留・前掲注12) 122頁。
- 25) 以下より本稿では、「参画」は、会議等へ直接同席することを表す「参加」と、何らかの手段(絵や手紙等)で会議等へ関わることを表す「関与」の意味を併せた概念として使用する。
- 26) 新保幸男「『児童の最善の利益』について」世界の児童と母性第75号(2013年)8頁。なお、子どもの最善の利益の概念が抽象的である理由については、佐々木幸寿「『子どもの最善の利益』の概念——一般的意見14号、日本の第4回・第5回政府報告に対する総括所見に着目して——」東京学芸大学紀要71巻(2020年)10-11頁参照。
- 27) 児童虐待事案において子どもの最善の利益が問われる場面については、川松亮「児童相談所における子どもの最善の利益の保障」世界の児童と母性第75号(2013年)40-42頁参照。
- 28) 日本弁護士連合会「子どもの権利委員会・一般的意見14号」(2013年)パラ52-79参照。
- 29) 例えば、児童虐待事案の場合、措置や援助のあり方について、子どもは自由に自己の意見を表明する権利があるということである。
- 30) 例えば、児童虐待事案の場合、措置や援助について、様々な選択肢がある中でどうしたいのかを子どもは聴かれる権利があるということである。
- 31) 大西・前掲注21) 242頁。
- 32) 筆者はこのような参加は「子どもの意味ある参加」に繋がると考える。

- 33) 厚生労働省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム第2回議事録」（2020年）20頁。<<https://www.mhlw.go.jp/content/000667620.pdf>>（2020年11月21日閲覧）。
- 34) 大西健司「関係の権利論における応答の概念——『他者』としての子どもの人権論——」一橋法学16巻3号（2017年）223頁。
- 35) 大西・前掲注34）213頁。子どもの声に対して誠実な対応をしなければならない理由として、意見表明権は、「聴くだけではなく、相応しい形で伝えてケース全体に反映しないと、単なる手続充足に過ぎなくなる」という指摘がある。（依田久子「子どもの意見表明権——家事事件手続との関係など調査官の立場から——」家族＜社会と法＞10号（1994年）207頁。）このような指摘からも、聴くだけでなく、相応しい形で伝えてケース全体に反映することを支援する担い手が必要であると考える。その担い手として本稿で取り扱うアドボケイトがその役割を果たすことができると考える。
- 36) 日本弁護士連合会「子どもの権利委員会 一般的意見12号」（2009年）パラ74、日本弁護士連合会「子どもの権利委員会・一般的意見14号」（2013年）パラ43参照。
- 37) 大西・前掲注21）235頁。
- 38) 大西・前掲注21）235頁及び235頁注61。
- 39) すなわち、「当事者である子ども（たち）の意見に耳を傾けずして子どもの最善の利益を的確に判断することはけっしてできない」ということである。（平野裕二「国連勧告に見る『子どもの最善の利益』の現状」世界の児童と母性第75号（2013年）12頁。）
- 40) 大西・前掲注21）235頁。
- 41) 柴留里美「主題：ソーシャルワーカーにおける子どもアドボカシーのジレンマ、副題：独立アドボケイト制度化に至るイギリスの議論をめぐって」日本社会福祉学会第60回秋季大会報告要旨集（2012年）361頁。また、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボカシーに関するガイドライン案」（2020年）（以下、「本ガイドライン案」とする）44頁において、「関係機関の支援提供者や養育者は、自身の視点に基づいて子どもの最善の利益を尊重しようと努めているが、それが必ずしも子どもの思いに沿ったものではないこともある」ことを前提としつつ、このような場合に、「意見表明支援員による独立（専門）アドボカシーの目が外部から入ることで、支援提供者や養育者は子どもの思いに気づき、より子どもの利益に叶う支援が提供できる可能性を拓くことが期待される」と本文同様の指摘がなされている。
- 42) 子どもをめぐる関係機関の関係性については、「どのような機関が個人に関与していても、個々人の人権を守ることが最大の関心事であるという点が、共通の基盤でなければならない。つまり、他の機関と敵対関係に立つということではなく、子どもの権利を浮かび上がらせて、お互いの機関が援助の資質を高めあえるような立場でいられる事が何よりも重要な視点となるのである。このような権利調整の活動は、機関同士の理解を得る活動と表裏一体であって、実に地道な努力で成り立つものであろう」と指摘されている。（西尾祐吾・清水隆則『社会福祉実践とアドボカシー——利用者の権利擁護のために——』（中央法規出版株式会社、2000年）200頁。）
- 43) 堀・前掲注5）56頁。
- 44) 堀・前掲注5）56頁。

- 45) 堀・前掲注5) 56頁。
- 46) 本稿の例のような場合、子どもが「家に帰りたい」と意見表明をしたとしても、虐待の危険性があれば、子どもの最善の利益の観点から家に帰るという選択肢を採ることができず、コンフリクトが生じる可能性がある。
- 47) 厚生労働省・前掲注33) 18-19頁。<<https://www.mhlw.go.jp/content/000667620.pdf>> (2020年11月21日閲覧)。
- 48) 意見を聴かれる子どもの権利が効果的に実施されるようにするため、具体的には「準備→聴聞→子どもの力の評価→フィードバック→苦情申立て、救済措置および是正措置」の5つの段階的措置をとることが必要であるとするものである。(日本弁護士連合会「子どもの権利委員会 一般的意見12号」(2009年) パラ40-47。)
- 49) 本ガイドライン案(前掲注41) 30頁。
- 50) 2020年8月に、児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもたちに向けたアドボケイトの説明動画が制作され、「子どもアドボケイトってなあに?【子どもアドボケイト説明アニメ】(仮)」というタイトルで YouTube で公開されている。
- 51) 堀・前掲注5) 33-34頁。
- 52) Legislation.gov.uk「Children Act 1975」<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1975/72/section/59>> (2021年1月6日閲覧)。
- 53) イングランド及びウェールズで子どもが出席できる会議は全部で6つ(子どもの状況と親の養育能力について情報を共有し検討すると共に、今後子どもが虐待などの重大な侵害を受けることになるか、子どもの安全と福祉を確保するために必要な支援は何かということについて話し合う「児童保護会議」、「再検討会議」、「コアグループ会議」、「移行検討会議」、「リービングケア計画会議」、「ファミリーグループカンファレンス」)ある。(栄留・前掲注17) 116頁及び128頁注1。)このような意思決定過程への参画は、「援助過程をひらく」ことに繋がると考える。「援助過程をひらく」とは、「援助過程を専門職だけで独占するのではなく、子どもを含む当事者を中心に再構築すること」を意味するが、こうした過程が保障されることにより、「子どもの最善の利益に合った援助過程が保障される」と考えられる。(林・前掲注14) 18頁。)
- 54) 堀・前掲注6) 25頁、堀・栄留・前掲注12) 111-113頁。
- 55) 堀・前掲注6) 25頁、堀・栄留・前掲注12) 112-113頁。
- 56) 堀・栄留・前掲注12) 113頁。
- 57) 堀・栄留・前掲注12) 113-114頁。
- 58) 堀ほか・前掲注22) 110-112頁。
- 59) 堀ほか・前掲注22) 112頁。
- 60) ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボケイトの意義については、本稿第4章第2節を参照。
- 61) 本ガイドライン案(前掲注41)の位置付けとしては、「今後、都道府県等が子ども権利擁護システムを構築するにあたり、このガイドライン案がアドボカシーの仕組みを整備する際の参考資料として活用されるとともに、多くの地域においてアドボカシーの実践が展開され、ガイドライン案の記載内容をさらに充実させることが期待される」とされている。

（前掲注17）「調査報告書」1頁。）

- 62) 「児童相談所の措置等を受ける子ども」とは、本ガイドライン案（前掲注41）3頁注dにおいて、「里親委託中（ファミリーホームへの委託を含む）、児童福祉施設・一時保護施設入所中、在宅支援における児童相談所の措置等に関係する全ての子どもを対象とし、児童相談所の措置等がされなかった子ども（例：一時保護を求めたのに保護されなかった子ども）も対象となる。また障害児については、措置・契約のいずれもが対象になる」と定義されている。
- 63) 本ガイドライン案（前掲注41）においては、「意見表明支援員」と記載されているが、これは本稿でいう「アドボケイト」と同義であると考えられる。
- 64) 意見聴取の対象を一時保護所とした理由は、前掲注17）「調査報告書」37頁参照。なお、試行的取組みの詳細については、奥野哲也ほか「虐待対応における子どもの意見表明権——子どもの視点で考える児童相談所と所内に配置される弁護士、精神科医のあるべき姿」子どもの虐待とネグレクト第21巻第2号（2019年）186-189頁、小野善郎・薬師寺真『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」——一時保護所での子どもの人権を保障する取組み』（明石書店、2019年）161-168頁参照。
- 65) 小野・薬師寺・前掲注64）8頁。
- 66) 前掲注17）「調査報告書」39頁。
- 67) 弁護士が意見聴取者となることについての見解は、小野・薬師寺・前掲注64）200-201頁を参照。
- 68) 本ガイドライン案（前掲注41）22頁において、アドボケイトの独立性については、「子どもからの信頼が活動基盤となるため、関係機関・関係者との利害関係を持たず、子どもの立場に寄り添うことに専念して職務を遂行する必要がある」と述べられている。その理由として、「子どもが意見表明支援員の独立性を疑うことがあれば、アドボカシーの機能を発揮できなくなるばかりか、子どもが他の支援提供者に対しても不信感を持つことにつながりかねない。そのため、高い専門性と豊富な知識・経験を有する支援提供者であっても、地域内の児童相談所の元職員や施設関係者、児童相談所・一時保護所の弁護士等を意見表明支援員として任用することは避けるべきである」とされている。
- 69) 小野・薬師寺・前掲注64）247頁。しかし、意見聴取活動の中で、子どもの意見をソーシャルワーカーに伝えていくことにより、「『意義深い活動だ』と認識が変化してきており、児童ソーシャルワーカー自身が、子どもの考え、気持ち、希望に理解を深め、自身が支援している全ての子どもの意見を聴くことの重要性に気づき、自身の現場実践を振り返るようになってきている」という報告がある。（薬師寺真「子どもの権利の実現に向けた児童福祉実践活動——保護される権利と参画する権利の緊張関係の狭間で考えたこと」世界の児童と母性第88号（2020年）15頁。）
- 70) 諸外国にはアメリカのように、子どもの最善の利益を査定するアドボケイトが配置されている国もある。（山口亮子「アメリカのCASA/GAL制度にみる子どものアドボカシー」世界の児童と母性第88号（2020年）58-59頁。）
アメリカの市民アドボケイトCASAは、裁判所によって選任される児童保護事件におけるアドボケイトであるが、これは、イギリスや日本のアドボカシー制度の導入背景と異なる

り、日本でいう家裁調査官のような役目を果たすためにアドボケイトが配置されている。このような国がある中で、日本で制度構築をする際にアドボケイトは「子ども主導」の立場を採るということを明確に示していることは意味があると考ええる。

- 71) ただし、本ガイドライン案（前掲注41）3頁において、「子どもの権利を守り推進するための取組は、子どもの居所によらず、また年齢の高低や障害の有無によらず、本来すべての子どもに必要である」と注意書きがなされている点は評価できる。
- 72) Legislation.gov.uk「Children Act 1989」<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1989/41/section/26A>>（2021年1月6日閲覧）。
- 73) 本ガイドライン案（前掲注41）7頁。
- 74) 比較表においては、「アドボカシー原則」と表記しているが、イギリスの項目欄にはアドボカシーの実践の拠り所であり、アドボカシーサービス実践の計画・発展・見直しのためのフレームワークとして位置付けられている「子どもアドボカシーサービス提供のための全国“基準”」を記載している。その理由としては、日本の本ガイドライン案（前掲注41）11頁において、「……意見表明支援員が独立（専門）アドボカシーを実践するにあたり特に重要な事項を6点抽出して『基本原則』としている。基本原則は専門職における倫理綱領や行動指針に相当し、意見表明支援員の活動内容や体制等を検討し、子どもにアドボカシーを実践し、活動後に振り返る際の中核的価値観を表したものである」と記載されており、その点で日本におけるアドボカシーの原則はイギリスのアドボカシーサービス提供のための全国基準に該当するものであると考えられるため、便宜上このような比較をした。
- 75) 平成29年度に実施された「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みに関する調査研究」20頁においては、子どもアドボカシーの原則として「アクセシビリティ」が記載されているが、その後本ガイドライン案（前掲注41）を作成した際に「アクセシビリティ」が原則から削除された経緯は不明である。
- 76) 林浩康『子ども虐待時代の新たな家族支援——ファミリーグループ・カンファレンスの可能性』（明石書店、2008年）141頁。
- 77) 林・前掲注76）141頁。
- 78) 林・前掲注76）141頁。
- 79) 児童福祉法26条2項「前項第一号の規定による報告書には、……同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向……を記載しなければならない。」
- 80) 児童相談所運営指針第1章第2節5.業務遂行上の配慮(2)「子ども、保護者等に対する援助を行うに当たっては、その意向、意見を十分に聴くよう配慮する。」
- 81) 児童相談所運営指針第1章第2節2.相談援助活動の展開(1)調査、診断（アセスメントを含む）、判定「……援助方針の策定に際しては、児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む）と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい。」、児童相談所運営指針第1章第4節4.援助方針の実行及び再検討(2)「……援助方針については、……子ども及びその保護者の意向を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。」

- 82) 林・前掲注 76) 142頁。
- 83) 林・前掲注 76) 142頁。
- 84) 堀・前掲注 5) 79-80頁参照。
- 85) 本ガイドライン案（前掲注41）2頁においても、「都道府県等では、既存の事業・取組等とアドボカシーとの円滑な連携を図ることにより、子ども権利擁護システムの充実に寄与することが期待される」と述べられている。
- 86) 本稿第4章第2節参照。
- 87) 本稿第2章第1節参照。
- 88) 親しい友人や近隣住民も含む。
- 89) 栄留・前掲注 17) 116頁。
- 90) 神奈川県相模原児童相談所や厚木児童相談所で活用されている。（才村純「児童相談所における家族再統合援助のあり方に関する研究～実践事例の収集、分析」社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所紀要第44集（2007年）246-249頁参照。）
- 91) 財団法人資生堂社会福祉事業財団「第34回（2008年度）資生堂児童福祉海外研修報告書～ニュージーランド児童福祉レポート～」(2008年) 43頁、林・前掲注 76) 53頁。なお、ファミリーグループカンファレンスの流れの詳細については、堀ほか・前掲注 22) 102-103頁、堀・栄留・前掲注 12) 116頁参照。
- 92) Legislation.govt.nz「Children, Young Persons, and Their Families Act 1989」<<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0024/65.0/DLM147088.html>>（2021年1月10日閲覧）。
- 93) 林浩康・鈴木浩之『ファミリーグループ・カンファレンス入門——子ども虐待における「家族」が主役の支援』（明石書店、2011年）40頁。
- 94) ファミリーグループカンファレンスは家族のストレンクスへの信頼に基づくものであるが、これはまさにエンパワメントへの過程であると考ええる。アドボカシー制度も理念として「エンパワメント」があり、その点で、ファミリーグループカンファレンスとその参画を支援するアドボカシーは理念上親和性が高いと考える。
- 95) ファミリーグループカンファレンスは、子どもの思いの顕在化の促進につながったり、子ども自身が自らの今後の生活のあり方の決定過程に関与し、今後の状況を把握することができる。また、第3章第1節の事例③のように、子どものみが知る情報の共有ができることにより、再虐待の予防につながると考えられる。
- 96) 林・前掲注 76) 158頁。
- 97) その理由は、大竹智「ニュージーランドにおけるファミリーグループ・カンファレンスの現状と課題——ソーシャルワーカーのインタビューから——」実践女子短期大学紀要第31号（2010年）139頁を参照。
- 98) 堀・栄留・前掲注 12) 117頁。
- 99) 主にイギリスでファミリーグループカンファレンスの活用がなされるのは、「ネグレクトで子ども虐待登録に登録されるケース、たとえば虐待の疑いはあるが決定的な証拠はなく、親の養育態度に不安なところがあるため、常時のモニターが長期にわたって必要とされるケース等」である。（堀・栄留・前掲注 12) 115頁。）

- 100) 堀・栄留・前掲注12) 124頁。
- 101) ファミリーグループカンファレンスの課題として、「通常ファミリーグループカンファレンスで話すのは大人であり、多くの子どもは本当の思いを表明できないことが多い。子どもの意見や観点を真摯に聞くことが大切である。」と指摘されており、そのような課題を解決する一つ的手段としてアドボケイトの利用が考えられる。(財団法人資生堂社会福祉事業財団・前掲注91) 45頁。)
- 102) 栄留・前掲注17) 125頁。
- 103) 栄留・前掲注17) 125-126頁。
- 104) 意思決定過程において当事者のみで話し合い養育計画を立てる時間を確保する必要性については、林・前掲注76) 193頁を参照。
- 105) 林・前掲注76) 193頁。
- 106) 林・前掲注76) 193頁。
- 107) 林・前掲注76) 193頁。
- 108) 林・鈴木・前掲注93) 39頁。
- 109) 各場面については、林・鈴木・前掲注93) 36-37頁参照。
- 110) 林・鈴木・前掲注93) 36-37頁参照。
- 111) 図中の人のアイコンは日本のガイドライン案を解釈してアドボケイトが訪問型等で関与する可能性が考えられる場面を表している。また、図中の点線の丸印は、ファミリーグループカンファレンスの導入の余地があると考えられる段階を表している。
- 112) 在宅指導となる可能性が高い場合とは、「分離保護の必要性がないとされるケースとともに、実際は経過観察のケースや分離保護のタイミングを待っているケースなども多く含まれている」と指摘されている。(畠山由佳子『子ども虐待在宅ケースの家族支援「家庭維持」を目的とした援助の実態分析』(明石書店, 2015年) 28頁。)
- 113) 児童福祉法28条中立段階とは、施設入所等における保護者の同意が得られず家庭裁判所に承認を求める段階を指す。
- 114) 例えば、面会期、外出期、外泊期移行の段階等が考えられる。
- 115) 家庭復帰の判断については、日本弁護士連合会・子どもの権利委員会『子どもの虐待防止・法的マニュアル【第6版】』(明石書店, 2017年) 198-199頁を参照。
- 116) 在宅指導(保護者指導)については、「日本の虐待防止システムの最大の欠陥は、……親たちを反省させ、虐待をやめるように指導する決定的な方法がないこと」と指摘されているように、何の強制力もないことから、実効性に疑問が持たれている。(二宮直樹「虐待の保護者指導を考える——まとめにかえて」子どもと福祉12巻(2019年) 75-76頁。その点において、ファミリーグループカンファレンスは在宅指導の実効性を担保する一助となるのではないかと考える。
- 117) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所『日本子ども資料年鑑2020』(KTC 出版, 2020年) 219頁。
- 118) 日本弁護士連合会・子どもの権利委員会・前掲注115) 192頁。
- 119) 佐藤まゆみ「市町村中心の子ども家庭福祉における在宅支援の方策の検討——調和的支援に焦点を当てて——」淑徳大学短期大学部研究紀要第62号(2020年) 24頁。

- 120) 意見表明権の実質的な保障という観点から考えれば、「少なくとも親が子を主体として見ようとする準備性（子の身になって意向を傾聴する分別）が概ねできた段階、子の実態をつきつけることで福祉に向けて親自身が主体的・問題解決的に動くよう調整する必要ができた段階にまで親同士の話し合いを煮詰めてからでないと、意見表明権は実質的に保障されないのではなからうか」と指摘されている。（依田・前掲注 35）197頁。）この指摘からすると、(c)や(d)の段階でのファミリーグループカンファレンス開催が意見表明権の実質的保障に繋がる可能性があると考ええる。
- 121) 本稿第3章第2節の試行的取組みの課題を参照。
- 122) 深見玲子「子どもの意見表明権——家事事件手続との関係など——」家族＜社会と法＞10号（1994年）186-187頁、依田・前掲注 35）199-200頁参照。
- 123) 二宮周平「家族法と子どもの意見表明権——子どもの権利条約の視点から——」立命館法学256号（1997年）1405頁。
- 124) 林・前掲注 76）105頁。
- 125) 林・前掲注 76）105頁。
- 126) 本稿第3章第1節の事例③のように、図を利用して子どもはメッセージを送ることがある。二宮周平「子どもの意見表明権と子どもへの情報提供『子どものためのハンドブック 親の別居・親の離婚』について」教育と医学67巻6号（2019年）482頁では、離婚事案においても、子どもは言葉に出せなくても、態度でメッセージを送ることがあることが指摘され、「子はその年齢に応じて、また問題となる事項に応じて、自分の感情、気持ち、思い、考えや意見を伝える能力を有している」と述べられている。
- 127) 「言葉だけでなく、動作やシンボルを使いながらコミュニケーションをしていく方法」である。（堀・前掲注 5）102頁。）
- 128) 堀・前掲注 5）101頁。